

(公印省略)

6 古健介発第4002号
令和7年2月21日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

古賀市長 田辺 一城

令和6年度（後期）特定事業所集中減算に係る書類の作成及び提出について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）に基づき、全ての指定居宅介護支援事業所は、年2回（前期・後期）標記書類を作成し、前6か月に作成した全ての居宅サービス計画（ケアプラン）のうち、訪問介護サービスなどの判定対象となる居宅サービスについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、古賀市長に当該書類を提出する必要があります。

つきましては、各事業所におかれましては、標記書類を作成し、上記に該当する場合は下記のとおり提出下さるようお願いします。

記

1 作成及び提出する書類

- ・「居宅介護支援における特定事業所集中減算」様式1及び様式2

※ 別紙1、別紙2を参考に、書類を作成してください。

※ 様式2については、別紙1の5 古賀市における「正当な理由」の方針の（5）、（6）に該当する事業所のみ作成してください。

※ 紹介率最高法人の割合が80%を超えており、かつ、「正当な理由」がある場合は、確認資料を添付してください。

※ 様式は古賀市公式ホームページよりダウンロードできます。

(https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/yobou/kaigo_003/kaigo_003a/001.php)

2 判定期間

令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月（後期）サービス提供分

3 判定対象居宅サービス

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

4 提出期限

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）必着

※郵送若しくはインターネットメールにて提出下さい。

5 留意事項

（1）書類の提出の有無にかかわらず、各事業所は、必ず書類を作成する必要があります。

また、作成した書類は、各事業所で保存しておいてください。

なお、事業所の新規指定又は事業所の休止若しくは廃止のため、サービス提供期間が判定期間の 6 か月を満たさない場合は、書類を提出する必要はありません。

（2）例えば、訪問介護の利用者が 1 人で 1 法人の場合、紹介率最高法人の割合は 1 0 0 % となります。この場合、利用者が少ないため正当な理由に当てはまると考えて、提出が不要と認識されている事業所も多いようです。正当な理由の有無にかかわらず、紹介率最高法人の割合が 8 0 % を超えているものが 1 つでもある場合には提出が必要です。で、間違いのないようにしてください。

6 問い合わせ及び提出先

〒 8 1 1 - 3 1 1 6 古賀市庄 2 0 5 番地 サンコスモ古賀

保健福祉部 健康介護課 介護保険係

電話：0 9 2 - 9 4 2 - 1 1 4 4 FAX：0 9 2 - 9 4 2 - 1 1 5 4

※ 郵送による提出の際、封筒の表面に「特定事業所集中減算に係る書類」と朱書きしてください。